鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号) 新旧対照条文 (第二名	条関係) (傍線部は改正部分)
改 正 案	現
(謄本又は抄本の交付及び閲覧)	(謄本又は抄本の交付及び閲覧)
第十条 (略)	第十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開	3 鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開
に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。	に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) の規定は、適用しない。
4   鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報 ( 行政機関の	
保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)	
第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法	
第四章の規定は、適用しない。	

同法第四章の規定は、適用しない。 (八号) 第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、	関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十4.免許漁業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報(行政機	ない。	公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用し	3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の	2 (略)	第十条 (略)	(謄本等の交付及び閲覧の請求)	改 正 案	漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号) 新旧対照条文
<u>ē</u>	十 機	ない。	し   公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用し	の   3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の	2 (略)	第十条 (略)	(謄本等の交付及び閲覧の請求)	現行	(第三条関係) (傍線部は改正部分)

年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五第二十八条の四 登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)	定は、適用しない。	附則 第四章~第五章 (略) 第二十八条の二 第二十八条の 第三章の二 他の法律の適用除外 (第二十八条の二 第二十八条の 第三章の二 他第三章の二 他第二章 (略) 第二章 (略)	鉱害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号) 新旧対照条文 (第四条関係)
	定は、適用しない。有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規二十八条の三 登録簿及びその附属書類については、行政機関の保(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)	<sup>完</sup> 五章 (略) 三) 一 他の法律の適用除外(第二十八条の二・第二十八条の <sup>完</sup> 三章 (略)	現 行 (傍線部は改正部分)

規定は、適用しない。	三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の	人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第の附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個	2 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びそ	関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。	簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に	第六十二条   ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録	( 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の適用除外)	改正案	ダム使用権登録令 (昭和四十二年政令第二号) 新旧対照条文
	<b>の</b>   3	第一個	<del>건</del>	。   関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。	に   簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に	録 第六十二条 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)	現行	(第五条関係) (第五条関係) (傍線部は改正部分)

同法第四章の規定は、適用しない。	八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、	関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十	4 特定鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報 ( 行政機	ない。	公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用し	3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の	2 (略)	第六条 (略)	(謄本又は抄本の交付及び閲覧)	改正案	特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号) 新旧対
				ない。	公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用し	3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の	2 (略)	第六条 (略)	(謄本又は抄本の交付及び閲覧)	現行	新旧対照条文 (第六条関係) (傍線部は改正部分)

<b>債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号) 新旧対照条文 (</b>	(第七条関係) (傍線部は改正部分)
改 正 案	現
目次	目次
第一章~第四章 (略)	第一章~第四章 (略)
第五章 補則(第二十二条 第二十五条)	第五章 補則 (第二十二条 第二十四条)
附則	附則
	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
	「閉こ別する去聿〜平戊十一手去聿第四十二号)の見宜は、適用しな  第二十三条  登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公
ιĵ	l)
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)	
号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、	
同法第四章の規定は、適用しない。	
(法務省令への委任)	(法務省令への委任)
第二十五条 (略)	第二十四条 (略)

後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号) 新旧対照条文	(第八条関係) ( 第八条関係) ( 傍線部は改正部分)
改正案	現
目次	目次
第一章~第五章 (略)	第一章~第五章 (略)
第六章 補則 (第十七条 第二十条)	第六章 補則 (第十七条 第十九条)
附則	附則
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開	第十八条   登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開
に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。	- に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
( 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)	
第十九条 登記申請書等に記録されている保有個人情報 (行政機関の	
保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)	
第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法	
第四章の規定は、適用しない。	
(法務省令への委任)	(法務省令への委任)
第二十条(略)	第十九条(略)

2・3 (略) 2・3	〜十二 (略)	に掲げる要件を満たすものでなければならない。	第十六条 法第二十二条第二項の行政文書の管理に関する定めは、次 第十六条 法第三	行政文書の管理に関する定め) (行政	改 正 案	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)
2・3 (略)	->+二 (略)	に掲げる要件を満たすものでなければならない。	、条 法第三十七条第二項の行政文書の管理に関する定めは、次	( 行政文書の管理に関する定め )	現	<ul><li>一号) 新旧対照条文 (第九条関係) (傍線部は改正部分)</li></ul>

2・3 (略)	2・3 (略)
九~十四 (略)	八~十三 (略)
及び第二十七条	
関する法律 (昭和六十三年法律第九十五号)第九条第二項第三号	
八 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に	
規定を準用する。	規定を準用する。
いう。以下この条及び次条において同じ。) とみなして、これらの	いう。以下この条及び次条において同じ。) とみなして、これらの
法人 ( 独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人を	法人 ( 独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人を
第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政	第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政
現行	改正案
忠条文 (第十条関係) (傍線部は改正部分)	国立大学法人法施行令 (平成十五年政令第四百七十八号) 新旧対照条文

	6 (略)	6 (略)
さどる。	掲げる事項に係るものをつかさどる。	掲げる事項に係るものをつかさどる。
は、長官総務室の所掌事務のうち、前条第六号に	5 第二課においては、長官総	5   会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第七号に
かさどる。	属しない事項に係るものをつかさどる。	属しない事項に係るものをつかさどる。
第一課においては、長官総務室の所掌事務のうち第二課の所掌に	4 第一課においては、長官総	4 総務課においては、長官総務室の所掌事務のうち会計課の所掌に
	二課を置く。	計課を置く。
務を分掌させるため、長官総務室に第一課及び第	3 長官総務室の事務を分掌さ	3 長官総務室の事務を分掌させるため、長官総務室に総務課及び会
	2 (略)	2 (略)
	第六条 (略)	第六条 (略)
	(長官総務室の内部組織)	(長官総務室の内部組織)
、各部の所掌に属しない事項	九 前各号に掲げるものの外、	
	五~八 (略)	八~九 (略)
		五の閣法制局の保有する情報の公開に関する事項
	->四 (略)	
	つかさどる。	つかさどる。
においては、内閣法制局に関し次に掲げる事務を	第五条 長官総務室においては	第五条   長官総務室においては、内閣法制局に関し次に掲げる事務を
	(長官総務室の所掌事務)	(長官総務室の所掌事務)
行	現	改 正 案
(傍線部は改正部分)	《条文 (第十一条関係)	内閣法制局設置法施行令 (昭和二十七年政令第二百九十号) 新旧対照条文

内閣法制局設置法施行令 (昭和二十七年政令第二百九十号) 新旧対照条文	照条文 (第十二条関係) (傍線部は改正部分)
改 正 案	現
(長官総務室の所掌事務)	(長官総務室の所掌事務)
第五条   長官総務室においては、内閣法制局に関し次に掲げる事務を	第五条 長官総務室においては、内閣法制局に関し次に掲げる事務を
つかさどる。	つかさどる。
五 内閣法制局の保有する情報の公開に関する事項	五 内閣法制局の保有する情報の公開に関する事項
六 内閣法制局の保有する個人情報の保護に関する事項	
七~十一 (略)	六~十 (略)
(長官総務室の内部組織)	(長官総務室の内部組織)
第六条 (略)	第六条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第八号に	5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第七号に
掲げる事項に係るものをつかさどる。	掲げる事項に係るものをつかさどる。
6 (略)	6 (略)

公正取引委員会事務総局組織令 (昭和二十七年政令第三百七十三号)	新旧対照条文 (第十三条関係) (傍線部は改正部分)
改 正 案	現
(官房の所掌事務)	(官房の所掌事務)
第二条 官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二条 官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
	_~三 (略)
四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関すること。	四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関すること。
五 公正取引委員会の保有する個人情報の保護に関すること。	
六~二十五 (略)	五~二十四 (略)
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関すること。	四の公正取引委員会の保有する情報の公開に関すること。
五の正取引委員会の保有する個人情報の保護に関すること。	
六~二十五 (略)	五~二十四 (略)

六~十五 (略)	五の衛庁の保有する個人情報の保護に関すること。	四 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。	->三 (略)	第十三条 (略)	(文書課の所掌事務)	四·五 (略)	یے	る。)及び次条第一号の事務に必要な情報の収集整理に関するこ	三 前二号並びに前条第十七号 (指揮通信の基本に係る部分に限	・   (略)	第六条 (略)	(防衛局の所掌事務)	八~二十六 (略)	七の衛庁の保有する個人情報の保護に関すること。	六 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。	~五 (略)	第五条 (略)	(長官官房の所掌事務)	改正案	防衛庁組織令(昭和二十九年政令第百七十八号) 新旧対照条文 (
五~十四 (略)		四 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。	〜 三 (略)	第十三条 (略)	(文書課の所掌事務)	四·五 (略)	と。	る。)及び次条第一号の事務に必要な情報の収集整理に関するこ	三 前二号並びに前条第十六号 (指揮通信の基本に係る部分に限	二 (略)	第六条 (略)	(防衛局の所掌事務)	七~二十五 (略)		六 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。		第五条 (略)	(長官官房の所掌事務)	現行	(第十四条関係) (傍線部は改正部分)

(総務部の所掌事務)

第二百十三条 (略)

|~四 (略)

五 防衛施設庁の保有する情報の公開に関すること。

防衛施設庁の保有する個人情報の保護に関すること。

(総務部の所掌事務)

第二百十三条 (略)

| ~四 (略)

五<br />
防衛施設庁の保有する情報の公開に関すること。

六~二十五 (略)

	十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成
年法律第百四十号)の施行に関すること。	年法律第百四十号)の施行に関すること。
九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三	九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三
六~八 (略)	六~八 (略)
臣の権限に属させられた事務に関すること。	務に関すること。
関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定により総務大	
五 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に	五 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年
->四 (略)	
第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。
(行政管理局の所掌事務)	(行政管理局の所掌事務)
二十三~二十七 (略)	二十五~二十九 (略)
条第四項に規定する弔慰金等に関すること。	項に規定する弔慰金等に関すること。
弔慰金等の支給に関する法律 (平成十二年法律第百十四号) 第九	等の支給に関する法律 (平成十二年法律第百十四号) 第九条第四
二十二の二 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する	二十四 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金
十四~二十二 (略)	十五~二十三 (略)
	十四 総務省の保有する個人情報の保護に関すること。
十三 総務省の保有する情報の公開に関すること。	十三 総務省の保有する情報の公開に関すること。
第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
(大臣官房の所掌事務)	(大臣官房の所掌事務)
現	改正案
(第十五条関係) (傍線部は改正部分)	総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号) 新旧対照条文

十五年法律第五十九号)の施行に関すること。	
(政策評価広報課の所掌事務)	(政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 (略)	一 (略)
二 総務省の保有する情報の公開に関すること。	総務省の保有する情報の公開に関すること。
三に総務省の保有する個人情報の保護に関すること。	
四~七(略)	三一六 (略)
(行政情報システム企画課の所掌事務)	(行政情報システム企画課の所掌事務)
第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさど	第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさど
<b>వ</b> 。	<b>ි</b>
->三 (略)	->三 (略)
四(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により	四(行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に
総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。	関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に
	関すること。
五の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行	
に関すること。	
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
第百四十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第百四十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一~十四 (略)	一~十四 (略)
十五 消防庁の保有する情報の公開に関すること。	十五 消防庁の保有する情報の公開に関すること。

		十六 消防庁の保有する個人情報の保護に関すること。
	十六~二十四 (略)	

九~二十三 (略)	八 公害等調整委員会の保有する個人情報の保護に関すること。 七 公害等調整委員会の保有する情報の公開に関すること。	~六 (略)	第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(総務課の所掌事務)	改 正 案	公害等調整委員会事務局組織令 (昭和四十七年政令第二百三十六号)
八~二十二 (略)	七 公害等調整委員会の保有する情	~ 六 (略)	第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(総務課の所掌事務)	現	新旧対照条文 (第十六条関係)
	員会の保有する情報の公開に関すること。		っつかさどる。		行	(傍線部は改正部分)

九~二十三 (略) 八 公安調査庁の保有する個人情報の保護に関すること。	七(公安調査庁の保有する情報の公開に関すること。一〜 デー( 略)	- ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(総務部の所掌事務)	<u>+→                                      </u>	六 法務省の保有する個人情報の保護に関すること。	五 法務省の保有する情報の公開に関すること。	->四 (略)	第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(秘書課の所掌事務)	2 (略)	六~三十八 (略)	五の二 法務省の保有する個人情報の保護に関すること。	五 法務省の保有する情報の公開に関すること。	->四 (略)	第三条(大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	(大臣官房の所掌事務)	改正案	法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) 新旧対照条文
八~二十二 (略)	七(公安調査庁の保有する情報の公開に関すること。「〜 ^^ ( 略)	第七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	(総務部の所掌事務)	六~二十二 (略)		五 法務省の保有する情報の公開に関すること。		第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(秘書課の所掌事務)	2 (略)	六~三十八 (略)		五 法務省の保有する情報の公開に関すること。		第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	(大臣官房の所掌事務)	現行	( 第十七条関係) ( 傍線部は改正部分)

第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
4 (略)	4 (略)
号に掲げる事務に参画する。	号に掲げる事務に参画する。
3 考査・政策評価官は、命を受け、第三条第一項第二号及び第十五	3 考査・政策評価官は、命を受け、第三条第一項第二号及び第十六
2 (略)	2 (略)
第十六条 (略)	第十六条 (略)
(参事官、考査・政策評価官及び調査官)	(参事官、考査・政策評価官及び調査官)
務をつかさどる。	務をつかさどる。
3 領事移住部は、第一項第三十二号から第四十三号までに掲げる事	3 領事移住部は、第一項第三十三号から第四十四号までに掲げる事
に限る。)をつかさどる。	に限る。)をつかさどる。
及び同項第四十四号に掲げる事務 ( 国際交流基金分科会に係るもの	及び同項第四十五号に掲げる事務 ( 国際交流基金分科会に係るもの
2 文化交流部は、前項第二十七号から第三十一号までに掲げる事務	2 文化交流部は、前項第二十八号から第三十二号までに掲げる事務
七~四十六 (略)	八~四十七 (略)
	七 外務省の保有する個人情報の保護に関すること。
六 外務省の保有する情報の公開に関すること。	六 外務省の保有する情報の公開に関すること。
第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
(大臣官房の所掌事務)	(大臣官房の所掌事務)
現	改正案
(第十八条関係) (傍線部は改正部分)	外務省組織令 (平成十二年政令第二百四十九号) 新旧対照条文 (

	九~二十 (略)	八 外務省の保有する個人情報の保護に関すること。	七 外務省の保有する情報の公開に関すること。	<b>一~六 (略)</b>
	八~十九 (略)		七 外務省の保有する情報の公開に関すること。	

五 国税庁の保有する個人情報の保護に関すること。	四の国税庁の保有する情報の公開に関すること。 ロー・・・・・ 四の国税庁の保有する情報の公開に関すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、各)	(長官官房の所掌事務)	十二~十八 (略)	十 財務省の保有する個人情報の保護に関すること。	九 財務省の保有する情報の公開に関すること。	 第十五条(文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(文書課の所掌事務)	十一~四十五 (略)	十 財務省の保有する個人情報の保護に関すること。	九 財務省の保有する情報の公開に関すること。		第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	(大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務)		財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号) 新旧対照条文 (第十九条関係)	
	の公開に関すること。	に掲げる事務をつかさどる。				の公開に関すること。	げる事務をつかさどる。				の公開に関すること。		げる事務をつかさどる。		行	(傍線部は改正部分)	

改 正 案	現行
(大臣官房の所掌事務)	( 大臣官房の所掌事務)
第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
八(文部科学省の保有する情報の公開に関すること。	八 文部科学省の保有する情報の公開に関すること。
九の文部科学省の保有する個人情報の保護に関すること。	
十~四十一 (略)	九~四十 (略)
2 文教施設部は、前項第二十九号から第四十号までに掲げる事務を	2 文教施設部は、前項第二十八号から第三十九号までに掲げる事務
つかさどる。	をつかさどる。
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
<b>一~四 (略)</b>	
五 文部科学省の保有する情報の公開に関すること。	五 文部科学省の保有する情報の公開に関すること。
六 文部科学省の保有する個人情報の保護に関すること。	
七~十四 (略)	六~十三 (略)
(長官官房の所掌事務)	(長官官房の所掌事務)
第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一~六 (略)	
七の化庁の保有する情報の公開に関すること。	七 文化庁の保有する情報の公開に関すること。
八(文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。	

十一~二十六 (略) 十 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。	九(文化庁の保有する情報の公開に関すること。一~八((略)	第百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。(政策課の所掌事務)	九~二十三 (略)
十~二十五 (略)	九(文化庁の保有する情報の公開に関すること。一〜八(略)	第百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (政策課の所掌事務)	八~二十二 (略)

改正案	現
第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
六 (略)	六 (略)
七 厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。	七 厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。
八 厚生労働省の保有する個人情報の保護に関すること。	
九~二十一 (略)	八~二十 (略)
2 統計情報部は、前項第十八号から第二十号までに掲げる事務並び	2 統計情報部は、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務並び
に同項第二十一号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び	に同項第二十号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び分
分析並びにこれらの結果の提供に関することをつかさどる。	析並びにこれらの結果の提供に関することをつかさどる。
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- •   (略)	一•二 (略)
三 厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。	三 厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。
四の厚生労働省の保有する個人情報の保護に関すること。	
五十 (略)	四个九(略)
(総務部の所掌事務)	(総務部の所掌事務)
第百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
	<b>一~五 (略)</b>
六 社会保険庁の保有する情報の公開に関すること。	六 社会保険庁の保有する情報の公開に関すること。

第百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 八~十六 (略) 十~二十一 (略) 九一委員会の保有する個人情報の保護に関すること。 八 委員会の保有する情報の公開に関すること。 |〜七 (略) (総務課の所掌事務) 社会保険庁の保有する個人情報の保護に関すること。 第百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 九~二十 (略) 八 委員会の保有する情報の公開に関すること。 七~十五 (略) |〜七 (略) (総務課の所掌事務)

第百五十三条
政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百四十八条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百十一条 八~十六 八~二十三 (略) 八~二十五 (略) 六 特許庁の保有する情報の公開に関すること。 \_ { 五 **一**〜五 (略) 一~五 (略) **一**〜五 (略) (長官官房の所掌事務) (総務部の所掌事務) (政策調整課の所掌事務) 中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。 資源エネルギー 庁の保有する情報の公開に関すること。 中小企業庁の保有する個人情報の保護に関すること。 特許庁の保有する個人情報の保護に関すること。 資源エネルギー庁の保有する個人情報の保護に関すること。 (略) (略) 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百五十三条 政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる 第百四十八条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 第百十一条 六 中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。 六 特許庁の保有する情報の公開に関すること。 七~十五 (長官官房の所掌事務) 七~二十二 (略) | 〜五 (略) 七一二十四 六 資源エネルギー 庁の保有する情報の公開に関すること。 | 〜五 (略) (総務部の所掌事務) (政策調整課の所掌事務) (略) (略) 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (略)

	六の中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。
七 中小企業庁の保有する個人情報の保護に関すること。	
八~十六 (略)	十一十五 (略)

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) 新旧対照条文	メ (第二十三条関係) (傍線部は改正部分)
改 正 案	現行
(総合政策局の所掌事務)	(総合政策局の所掌事務)
第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一~五十三 (略)	一~五十三 (略)
五十四 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。	
五十五~五十七 (略)	五十四~五十六 (略)
2 (略)	2 (略)
3 情報管理部は、第一項第五十二号から第五十六号までに掲げる事	3 情報管理部は、第一項第五十二号から第五十五号までに掲げる事
務をつかさどる。	務をつかさどる。
(情報企画課の所掌事務)	(情報企画課の所掌事務)
第五十九条 情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五十九条 情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
〜三 (略)	->三 (略)
四 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。	
五~七 (略)	四~六(略)
(総務部の所掌事務)	(総務部の所掌事務)
第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
->四 (略)	
五 気象庁の保有する情報の公開に関すること。	五 気象庁の保有する情報の公開に関すること。
六 気象庁の保有する個人情報の保護に関すること。	
七~二十五 (略)	六~二十四 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~ 十二 (略)

十三 海上保安庁の保有する情報の公開に関すること。

十四 海上保安庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十五~二十 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~ 十二 (略)

十三 海上保安庁の保有する情報の公開に関すること。

十四~十九 (略)

五~十一(略)四 環境省の保有する個人情報の保護に関すること。	三 環境省の保有する情報の公開に関すること。一・二 (略)	第十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。(総務課の所掌事務)	でに掲げる事務をつかさどる。	2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十三号から第二十九号ま	九~三十 (略)	八 環境省の保有する個人情報の保護に関すること。	七 環境省の保有する情報の公開に関すること。		第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	(大臣官房の所掌事務)	改 正 案	環境省組織令 (平成十二年政令第二百五十六号) 新旧対照条文 (
四~十 (略)	三 環境省の保有する情報の公開に関すること。 ー・二 (略)	第十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。(総務課の所掌事務)	に掲げる事務をつかさどる。	2	八~二十九 (略)		七 環境省の保有する情報の公開に関すること。		第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	(大臣官房の所掌事務)	現行	(第二十四条関係) (傍線部は改正部分)